

## 条件付一般競争入札共通事項

### 1 入札参加資格要件

一般競争入札の参加者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 常総市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査を受けている者であり、当該経営事項審査が有効期間内（審査基準日から1年7箇月以内）であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく常総市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 常総市その他の公共機関から指名停止等の入札参加制限を現に受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (8) 主たる営業所を常総市内に有する場合にあっては常総市の法人市民税及び固定資産税について、主たる営業所を常総市外に有する場合にあってはその所在地の市町村における法人住民税及び固定資産税並びに都道府県における法人住民税及び法人事業税について、別に指定する期日までに滞納がないこと。
- (9) 対象工事と同種工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（国、地方公共団体、公団等が発注した工事で、工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。
- (10) 社会保険関連法令に係る、次に掲げる届出の義務を履行していること。（当該届出の義務がない場合を除く）
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義

務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 2 配置技術者

建設業法第26条の規定に基づき、対象工事の種類ごとに対応する技術者で、次に掲げる基準を満たすものを配置できること。

- (1) 配置技術者は、工事の種類に対応する技術者資格を有すること。
- (2) 配置技術者は、所属する建設業者との間に3箇月以上の直接的かつ継続的な雇用関係があること。
- (3) 監理技術者は、有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (4) 技術者の専任を要する工事において、配置技術者は、建設業法第7条及び第15条に規定する営業所の専任技術者又は経營業務の管理責任者でないこと。

工事の種類		土木工事等28業種		建築一式工事	
許可の種類		特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業
元請工事における下請金額合計		4千万円以上	4千万円未満	6千万円以上	6千万円未満
配置技術者	技術者の種類	監理技術者	監理技術者又は主任技術者	監理技術者	監理技術者又は主任技術者
	技術者資格	①1級国家資格 ②特別認定 ③監督実務経験 ※ 監督実務経験については、指定建設業以外の業種に限る。	①1級又は2級国家資格 ②指定学科卒及び実務経験 ③実務経験（10年以上）	①1級国家資格 ②特別認定 ③監督実務経験	①1級又は2級国家資格 ②指定学科卒及び実務経験 ③実務経験（10年以上）
	技術者専任	請負金額が3千5百万円以上		請負金額が7千万円以上	

※ 常総市では、下請金額に関係なく発注金額において許可の種類（特定又は一般）を条件に付して、運用している。

### 3 申請及び提出書類

- (1) いばらき電子入札共同利用システム「電子入札システム」（以下「電子入札システム」という。）から申請する書類
  - ア 一般競争入札（電子）参加資格申請書
- (2) 落札者のみ持参により提出する書類
  - ア 技術者の配置予定調書及びその者の資格書の写し
  - イ 配置者の健康保険証の写し又は雇用関係が確認できるもの
  - ウ 施工実績調書
  - エ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
  - オ 同種若しくは類似工事の契約書の写し又は工事カルテの写し
  - カ 第2項に規定する配置技術者の内容が確認できるもの
  - キ 第1項第8号に規定する税目の納税証明書又は未納のない証明書の写し。  
ただし、発行から3箇月以内のものに限る。
  - ク 誓約書（常総市ホームページの「入札・契約関係の各種様式について」にある同名様式）
  - ケ 社会保険等加入状況に係る申告調書（常総市ホームページの「入札・契約関係の各種様式について」にある同名様式）
- (3) その他の書類  
第1号及び前号の規定にかかわらず、公告において提出を求めるもの

### 4 設計図書の閲覧

いばらき電子入札共同利用システム「入札情報サービス」、常総市ファイル転送サービス「G I G A P O D」又は常総市ホームページに掲載する方法により公開する。

### 5 入札方法

- (1) 入札は、電子入札システムにより行う。ただし、公告において特別の定めをしたときは、その定めによるものとする。
- (2) 電子入札システムによりがたい場合には、常総市ホームページに掲載している紙入札方式参加承諾願を総務部総務課契約係へ持参により提出し、紙入札による参加の承諾を得るものとする。この場合において、申請書類及び受付日時は、電子入札の取扱いと同様とする。

## 6 保証金等

- (1) 入札保証金 免除する。ただし、公告に記載がある場合は、この限りでない。
- (2) 契約保証金 契約金額が500万円を超過する場合で、かつ工期が60日以上の場合は、次の事項の対象となる。なお、原則として現金での取扱いは行わない。
  - ア 銀行、保証事業会社等の保証
  - イ 公共工事履行保証証券による保証
- (3) 前払金 請負金額の40パーセント以内の前払金及び20パーセント以内の追加して支払う前払金（中間前払金）並びに出来高に応じた部分払を請求することができる。詳細については、常総市ホームページに掲載している「契約保証制度及び前払金に関する改正について」を参照すること。

## 7 入札の無効

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
- (3) 紙入札の場合で、入札書に記名押印のない場合
- (4) 入札書が指定の日時までに到達しない場合
- (5) 入札書を2通以上提出した場合
- (6) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- (7) 紙入札の場合で、委任状を提出しない代理人が入札をした場合
- (8) 工事費等内訳書の提出がない場合
- (9) 入札書と工事費等内訳書の金額が一致しない場合
- (10) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札した場合
- (11) 電子入札の場合で、市長の承諾を得ず紙入札をした場合
- (12) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (13) 入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (14) その他常総市契約規則（平成17年水海道市規則第130号）で規定する入札の条件に違反した場合

## 8 取り下り及び技術者の兼務について

- (1) 同日執行する隣接工事に係る入札において、公告で特別の定めをした場合

は、執行順による先の1件の落札候補者は、その後、同日に執行する当該隣接工事に係る落札候補者になることはできない。

- (2) 複数の案件に重複する技術者においても同様の取扱いとするが、現場代理人が兼務することができる工事の件数は2件までとし、予定価格（税込）が3千5百万円未満である場合は有効とし、それ以外は認めない。詳細については、常総市ホームページに掲載している「現場代理人の兼務の試行について」を参照すること。

## 9 その他

- (1) 関係法令等 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、常総市契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (2) 議決を要する契約 予定価格が1億5千万円以上の場合、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づく議会の議決を得た日から本契約となる。
- (3) 異議の申立て 入札した者は、入札後において、本共通事項、公告、設計図書等について不明等を理由に異議の申立てをすることができない。
- (4) 入札に関する照会先 〒303-8501

常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市役所総務部総務課契約係

電話番号 0297（23）2111

（内線3610又は3611）